

**平成 1 8 年度 会 計 に 係 る
定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 書**

平成 1 9 年 1 1 月

島 根 県 監 査 委 員

監 第 103 号

平成19年11月21日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 福 間 賢 造
島根県監査委員 大 屋 俊 弘
島根県監査委員 山 崎 悠 雄
島根県監査委員 谷 本 敏

平成18年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成18年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、同条第12項の規定により指摘事項及び意見に対する措置状況については、平成20年2月末日までに通知してください。

目 次

一般会計及び特別会計

第1	監査の概要	-----	1
1	監査の対象事務	-----	1
2	監査の実施方法	-----	1
3	監査実施機関	-----	1
4	監査実施期日	-----	1
第2	監査結果の総括	-----	2
1	監査結果の概要	-----	2
2	指摘事項	-----	4
3	指示事項の主なもの	-----	10
(1)	収入事務	-----	10
(2)	支出事務	-----	10
(3)	契約事務	-----	11
(4)	工事関係事務	-----	11
(5)	財産管理事務	-----	12
1)	公有財産管理事務	-----	12
2)	物品管理事務	-----	12
4	団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（継続監査）	-----	13

企業会計

第1	監査の概要	-----	21
1	監査の対象事務	-----	21
2	監査の実施方法	-----	21
3	監査実施機関及び実施期日	-----	21
第2	監査結果の総括	-----	22
1	監査結果の概要	-----	22
2	指摘事項	-----	23
3	指示事項の主なもの	-----	23
(1)	収入事務	-----	23
(2)	支出事務	-----	23
(3)	契約事務	-----	24
(4)	財産管理事務	-----	24

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成18年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	76	76
地 方 機 関	147	71
計	223	147

4 監査実施期日

本 庁 等 平成19年7月12日から10月19日まで(別紙1 19ページのとおり)

地 方 機 関 平成19年5月31日から 7月26日まで(別紙2 20ページのとおり)

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下表のとおり是正、改善を要するものがあった。

指摘事項（1）は35件であり、契約関係が最も多かった。各部（局）ごとの指摘事項については第2の2（4ページ）に記載のとおりである。

指示事項（2）は616件で、支出関係、収入関係、契約関係などが多数を占めている。指示事項のうち主なものについては第2の3（10ページ）に記載のとおりである。

なお、昨年度と比べると指摘事項は4件の減であり、指示事項は206件の減であった。

（単位：件）

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	0 (1)	5 (5)	9 (6)	20 (22)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	35 (39)
指 示	0 (0)	158 (157)	185 (190)	149 (264)	16 (21)	107 (189)	1 (1)	616 (822)
合 計	0 (1)	163 (162)	194 (196)	169 (286)	16 (21)	108 (194)	1 (1)	651 (861)

注）（ ）内は、昨年度の件数であり、工事関係については本年度の監査結果処理区分に基づき置き換えて記載している。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報掲載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」（3）7項目については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。

また、平成16年度会計から18年度会計における「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」の支出状況について監査を行ったが、その結果については第2の4（13ページ）に記載のとおりである。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、運営の合理化に関する事項に該当する機関にあっては、その措置について検討されたい。

1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」として処理する場合がある。

2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

3 運営の合理化に関する事項

定期監査の結果、運営の合理化に資するため、該当所属に対して文書によって通知する事項

2 指摘事項

(1) 政策企画局

契約方法が適当でないもの

行政評価研修資料印刷請負契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。
(政策企画監室)

(2) 総務部

収入の調定事務が適当でないもの

西郷港旅客上屋使用料及び同上屋テナント負担金(水道料金)に係る平成18年度収入未済分について、収入調定の取消事由がないにもかかわらず調定を取消し、平成19年度の収入として改めて調定されていた。

(隠岐支庁県土整備事務所)

契約方法が適当でないもの

次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。

・複写機の長期継続契約 (営繕課)

・しまね原子力広報「アトム広場(号外)」新聞折込業務契約
(消防防災課)

契約事務が適当でないもの

ア 東庁舎棟屋屋根防水修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。
(管財課)

イ 浜田合同庁舎の産業廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。

(西部県民センター)

ウ 竹島問題に関する調査研究最終報告書の印刷請負契約について、契約保証金を徴することとしていたにもかかわらず、徴されていなかった。

(総務課)

(3) 地域振興部

指摘事項はなかった。

(4) 環境生活部

契約事務が適当でないもの

男女共同参画センターに設置していた直流電源装置蓄電池の廃棄処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。

(環境生活総務課)

(5) 健康福祉部

出納機関等の収納の処理が適当でないもの

母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の書き損じの領収証書2件について、本書、控ともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。

(青少年家庭課)

契約方法が適当でないもの

障害者社会参加推進センター管理運営業務委託契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。

(障害者福祉課)

契約事務が適当でないもの

次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。

・西部総合福祉センター2階テラス部分修繕工事請負契約 外1件

(健康福祉総務課)

(6) 農林水産部

支出の手続きが適当でないもの

次の支出について、執行伺の手続が行われずに支出されていた。

・パソコンの購入 外1件

(畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)

契約事務が適当でないもの

パソコンの廃棄処分に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規定により、産業廃棄物の収集運搬業と処分業の両方の許可を受けている業者に委託すべきであるにもかかわらず、収集運搬業の許可のみを受けている業者に委託されていた。

(西部農林振興センター益田事務所)

物品の廃棄の処理が適当でないもの

廃止した公印について、島根県公印規程及び会計規則に基づく必要な手続がされていなかった。(畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)

(7) 商工労働部

指摘事項はなかった。

(8) 土木部

出納機関等の収納の処理が適当でないもの

ア けい船岸壁使用料の領収証書2件について、会計規則第149条の規定の準用により金額の訂正はできないにもかかわらず、金額を訂正して発行されていた。(浜田県土整備事務所)

イ けい船岸壁使用料の書き損じの領収証書2件について、本書、控ともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。(浜田県土整備事務所)

支出事務が適当でないもの

ア 次の支出について、支払期限後に支払ったために延滞金が発生していた。

・宅建端末回線使用料

(建築住宅課)

・国有林野使用料

(浜田県土整備事務所)

イ 分収造林地の解約に伴う1日2回の立会の謝金について、その支給要領では1日当たりの単価で定められているにもかかわらず、1回当たりの単価として算定し、2日分の謝金が支出されていた。

(浜田河川総合開発事務所)

契約事務が適当でないもの

次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。

・会計検査資料の宅配契約

(道路建設課)

・車両点検業務契約

(雲南県土整備事務所)

(9) 出納局

指摘事項はなかった。

(10) 企業局

指摘事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘事項はなかった。

(12) 教育委員会

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

高等学校授業料の過年度調定分に係る債権管理について、会計規則第105条の10の規定に基づく適正な債権管理簿が作成されていなかった。

(松江農林高等学校)

支出の手続が適当でないもの

旅行命令が発令されないままに、支出負担行為兼支出命令票により赴任旅費が支出されていた。

(松江教育事務所、横田高等学校、大社高等学校、川本高等学校)

支出事務が適当でないもの

幹旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきであるにもかかわらず、定額支給されていた。(浜田ろう学校)

契約事務が適当でないもの

ア 次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。

- ・ 校長住宅修繕工事請負契約 (松江商業高等学校)
- ・ 寄宿舍給湯ボイラー用給水配管改修工事請負契約 (大社高等学校)
- ・ 寄宿舍食堂改修工事請負契約 (浜田ろう学校)

イ 農業実習棟間仕切り工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。(邇摩高等学校)

ウ 事務用椅子購入契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

(松江東高等学校)

(13) 公安委員会

契約事務が適当でないもの

ア 警らパトカー修理請負契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。

(大田警察署)

イ 日の出職員宿舎内装クロス貼替修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。(大田警察署)

ウ 次の契約について、賃借期間が延長されたにもかかわらず、変更契約が締結されていなかった。

- ・ 都川駐在所仮事務所賃貸借契約 外1件 (浜田警察署)

(14) 人事委員会事務局
指摘事項はなかった。

(15) 監査委員事務局
指摘事項はなかった。

(16) 労働委員会事務局
指摘事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものがあった。

収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものが多数あった。

(2) 支出事務

執行伺

ア 講師謝金等の支払に係る執行伺で、安易に従来どおりの単価とするなど単価の根拠が不明確なものがあった。

イ 機器等の購入に係る執行伺で、他の機種との比較検討を十分にしないままに選定されるなど機種選定理由の不明確なものがあった。

支出負担行為

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あった。

出納機関への協議

一定金額以上の委託契約を随意契約で行う場合等の支出負担行為について、出納機関への事前協議が必要であるにもかかわらず、協議されていないものがあった。

支払時期

対価の支払について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する期日、又は契約に定める日までに支払わなければならないにもかかわらず、期日を過ぎて支払われているものがあった。

旅費事務

旅費の支払いについて、旅行目的地において交通費を要する移動がない場合に日当が支給されるなど、支給すべきでない旅費が支給されているものがあった。

精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が著しく遅延しているものがあった。

支出証拠書類

日々雇用に係る賃金の支払について、所属長による就労証明書が作成されていないものがあった。

(3) 契約事務

予定価格の設定

業務委託、備品購入等の執行伺で、安易に従前どおりの予定価格とするなど予定価格の積算根拠が不明確なものがあった。

契約書

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、契約の解除、再委託の禁止等）が記載されていないものや、記載されている内容（遅延賠償金の年利率等）が誤っているものが多数あった。

履行検査

ア 業務委託、印刷製本等の履行検査で、検査調書が作成されていないものがあった。

イ 業務委託、備品の購入等の履行検査で、検査員が指定されていないものがあった。

(4) 工事関係事務

工事の監督

建設業法第2条に定める建設工事について、会計規則第70条及び同運用通知により監督員を置くこととされているにもかかわらず、置かれていないものがあった。

(5) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産台帳等

行政財産の目的外使用許可台帳及び借受財産台帳について、作成されていないものや記載内容の不備なものがあった。

2) 物品管理事務

物品引継書

物品管理者又は物品取扱主任の異動に伴う物品引継書が作成されていないものがあった。

使用責任者の指定

職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものや、個々の職員が専用している備品の使用責任者は、個々の職員を指定すべきであるにもかかわらず、一括して特定の職員とされているものがあった。

諸帳簿の整備

借用物品の物品整理票について、作成されていないものや借受期間が記載されていないものがあった。

4 団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（継続監査）

(1) 監査の目的

平成17年度の定期監査において、平成16年度会計における県の機関が団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（以下「会費」という。）について全機関（企業会計分を除く。）を対象に監査を実施し、支出状況を把握するとともに団体等の活動内容などを調査し、継続加入の必要性や会費負担額の妥当性等について不断の見直しを求めたところである。

今年度の監査は、平成16年度会計から平成18年度会計までの3年間の会費の支出状況及び見直し状況を明らかにするとともに、改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するため実施した。

(2) 監査の実施方法

今年度の監査は、定期監査実施機関について実地監査、その他の機関については書面監査により実施した。

(3) 監査対象機関

平成19年4月1日現在の本庁等及び地方機関の全機関（全機関223機関：本庁等76機関、地方機関147機関）を対象に実施した。

(4) 監査結果の概要

平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況

平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況は、第1表のとおり、平成16年度は606件、110,181,710円、平成17年度は572件、107,740,534円、平成18年度は493件、100,743,445円となっている。

その結果、平成18年度は、平成16年度に比べ、113件（18.6%）、9,438,265円（8.6%）の減となっている。

第2表は、平成17年度又は平成18年度に会費を新規に支出したものと及び増額したものであり、平成17年度は15件、5,873,000円、平成18年度は18件、1,945,500円となっている。

第3表は、平成17年度又は平成18年度の新規支出分及び増額分を控除したもので

あり、平成16年度に比べた会費の実質的な削減状況を示したものである。

平成18年度は平成16年度に比べ、132件（ 21.8% ） 17,256,765円（ 15.7% ）の減となっている。

第1表 会費の支出状況

（単位：件・円）

実施機関	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成18年 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	310	101,520,365	290	99,232,519	273	92,840,790	37 (11.9%)	8,679,575 (8.5%)
地方機関	296	8,661,345	282	8,508,015	220	7,902,655	76 (25.7%)	758,690 (8.8%)
合計	606	110,181,710	572	107,740,534	493	100,743,445	113 (18.6%)	9,438,265 (8.6%)

第2表 会費の新規支出分及び増額分

（単位：件・円）

区分	平成17年度		平成18年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額
新規支出分	10	3,585,000	9	308,500
増額分	5	2,288,000	9	1,637,000
合計	15	5,873,000	18	1,945,500

第3表 会費の実質的な削減状況

（単位：件・円・%）

実施機関	平成17年度 - 平成16年度		平成18年度 - 平成17年度		平成18年度 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	23 (7.4%)	8,038,846 (7.9%)	20 (6.9%)	8,255,729 (8.3%)	43 (13.9%)	16,294,575 (16.1%)
地方機関	21 (7.1%)	275,330 (3.2%)	68 (24.1%)	686,860 (8.1%)	89 (30.1%)	962,190 (11.1%)
合計	44 (7.3%)	8,314,176 (7.5%)	88 (15.4%)	8,942,589 (8.3%)	132 (21.8%)	17,256,765 (15.7%)

平成18年度の会費の見直し状況

ア 会費を支出しなかったもの

団体等からの脱会又は団体等の解散などにより、平成18年度に会費を支出しなかった主なものは、次のとおりであった。

	削減額
・広島・島根観光連携協議会負担金	500,000円（観光振興課）
・ごみゼロパートナーシップ会議負担金	100,000円（廃棄物対策課）
・国際食糧農業協会会費	100,000円（農畜産振興課）
・緑化センター全国協議会年会費	80,000円（林業課）
・地域新事業創出促進連絡協議会負担金	50,000円（産業振興課）

イ 会費を削減したもの

団体等による事業内容の自主的な見直しなどにより、平成18年度に会費を削減した主なものは、次のとおりであった。

	削減額
・地方行財政調査会負担金	1,673,280円（人事課）
・西日本中央連携軸推進協議会負担金	1,000,000円（政策企画監室）
・島根・山口観光振興協議会負担金	720,000円（観光振興課）
・島根県緑化推進委員会年会費	200,000円（林業課）
・全国都道府県教育委員会連合会分担金	126,600円（教育庁総務課）

(5) 組織及び運営の合理化に資するための意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づく組織及び運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意するとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて（各部主管課、各機関）

会費について、3年間にわたり見直しが行われた結果、平成18年度は平成16年度に比べ、113件、943万円余の減、実質的には132件、1,725万円余の削減が図られたところであるが、各機関にあっては今後とも本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続

加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、引き続き徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、会費の見直し状況を的確に把握の上、今後の適正な会費の支出について、積極的に指導、調整に努められたい。

【見直しの視点】

- ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。
- イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。
- ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。
- エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。
- オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。
- カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。
- キ 支出科目が不適當なものはないか。

第1-2表 会費の支出状況

(単位:件・円)

機関区分	実施機関数	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成17年度 - 平成16年度		平成18年度 - 平成17年度		平成18年度 - 平成16年度	
		(a)		(b)		(c)		(b - a)		(c - b)		(c - a)	
		件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
知事部局	本庁機関 59	219	86,973,850	206	85,324,564	191	79,378,050	13	1,649,286	15	5,946,514	28	7,595,800
	地方機関 73	193	7,016,745	183	6,909,015	159	6,438,555	10	107,730	24	470,460	34	578,190
	計 132	412	93,990,595	389	92,233,579	350	85,816,605	23	1,757,016	39	6,416,974	62	8,173,990
出納局	1	2	159,000	2	159,000	2	143,000	0	0	0	16,000	0	16,000
企業局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	1	12	7,003,000	12	6,687,000	12	6,667,000	0	316,000	0	20,000	0	336,000
教育委員会	本庁機関 10	60	6,239,915	56	5,993,915	56	5,967,140	4	246,000	0	26,775	4	272,775
	地方機関 62	88	1,151,600	84	1,147,000	46	1,006,100	4	4,600	38	140,900	42	145,500
	計 72	148	7,391,515	140	7,140,915	102	6,973,240	8	250,600	38	167,675	46	418,275
公安委員会	本庁機関 1	11	763,600	9	712,040	8	454,600	2	51,560	1	257,440	3	309,000
	地方機関 12	15	493,000	15	452,000	15	458,000	0	41,000	0	6,000	0	35,000
	計 13	26	1,256,600	24	1,164,040	23	912,600	2	92,560	1	251,440	3	344,000
人事委員会事務局	1	2	181,000	2	181,000	2	181,000	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	1	2	145,000	2	145,000	1	35,000	0	0	1	110,000	1	110,000
労働委員会事務局	1	2	55,000	1	30,000	1	15,000	1	25,000	0	15,000	1	40,000
合計	223	606	110,181,710	572	107,740,534	493	100,743,445	34	2,441,176	79	6,997,089	113	9,438,265
本庁等	76	310	101,520,365	290	99,232,519	273	92,840,790	20	2,287,846	17	6,391,729	37	8,679,575
地方機関	147	296	8,661,345	282	8,508,015	220	7,902,655	14	153,330	62	605,360	76	758,690

第2 - 2表 会費の新規支出分及び増額分

(単位:件・円)

区 分	実施機関	平成17年度		平成18年度	
		件数	支出金額	件数	支出金額
新規支出分	本庁等	3	3,484,000	3	235,000
	地方機関	7	101,000	6	73,500
	計	10	3,585,000	9	308,500
増額分	本庁等	3	2,267,000	6	1,629,000
	地方機関	2	21,000	3	8,000
	計	5	2,288,000	9	1,637,000
合 計		15	5,873,000	18	1,945,500

第3 - 2表 会費の実質的な削減状況

(単位:件・円・%)

実施機関	平成16年度		平成17年度				平成18年度					
	(a)		(b1)		(b2)		(c1)		(c2)		(c3)	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁	310	101,520,365	290	99,232,519	287	93,481,519	273	92,840,790	270	90,976,790	267	85,225,790
地方機関	296	8,661,345	282	8,508,015	275	8,386,015	220	7,902,655	214	7,821,155	207	7,699,155
合 計	606	110,181,710	572	107,740,534	562	101,867,534	493	100,743,445	484	98,797,945	474	92,924,945

実施機関	実 質 的 な 削 減 状 況					
	平成17年度 - 平成16年度 増減(b2 - a)		平成18年度 - 平成17年度 増減(c2 - b1)		平成18年度 - 平成16年度 増減(c3 - a)	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁	23 (7.4%)	8,038,846 (7.9%)	20 (6.9%)	8,255,729 (8.3%)	43 (13.9%)	16,294,575 (16.1%)
地方機関	21 (7.1%)	275,330 (3.2%)	68 (24.1%)	686,860 (8.1%)	89 (30.1%)	962,190 (11.1%)
合 計	44 (7.3%)	8,314,176 (7.5%)	88 (15.4%)	8,942,589 (8.3%)	132 (21.8%)	17,256,765 (15.7%)

(注)1. b1:平成17年度の支出分(第1 - 2表)

b2:件数については、平成17年度の支出分(第1 - 2表)から新規支出分のみ(第2 - 2表)を控除し、支出金額については、平成17年度の支出分(第1 - 2表)から新規支出分及び増額分(第2 - 2表)を控除したものである

c1:平成18年度分の支出分(第1 - 2表)

c2:件数については、平成18年度の支出分(第1 - 2表)から新規支出分のみ(第2 - 2表)を控除し、支出金額については、平成18年度の支出分(第1 - 2表)から新規支出分及び増額分(第2 - 2表)を控除したものである

c3:件数については、平成18年度の支出分(第1 - 2表)から平成17年度及び平成18年度の新規支出分(第2 - 2表)を控除し、支出金額については、平成18年度の支出分(第1 - 2表)から平成17年度及び平成18年度の新規支出分及び増額分(第2 - 2表)を控除したものである

2. ()内は、削減の比率を示している。

平成 1 8 年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

〔一般会計及び特別会計〕

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成19年10月16日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成19年10月18日
	秘書課	平成19年10月17日		観光振興課	平成19年 9月 6日
	広聴広報課	平成19年10月18日		しまねブランド推進課	平成19年10月16日
	統計調査課	平成19年10月18日		産業振興課	平成19年10月16日
総務部 (7)	総務課	平成19年 9月 6日	土木部 (13)	企業立地課	平成19年10月17日
	人事課	平成19年10月19日		経営支援課	平成19年10月16日
	財政課	平成19年10月19日		労働政策課	平成19年10月18日
	税務課	平成19年 8月29日		土木総務課	平成19年10月17日
	管財課	平成19年 8月29日		技術管理課	平成19年 8月22日
	営繕課	平成19年 8月22日		用地対策課	平成19年 8月22日
	消防防災課	平成19年 9月 6日		道路維持課	平成19年 8月22日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成19年10月17日	道路建設課	平成19年 8月28日	
	市町村課	平成19年 9月 6日	高速道路推進課	平成19年 8月30日	
	情報政策課	平成19年10月17日	河川課	平成19年 8月29日	
	交通対策課	平成19年10月16日	斐伊川神戸川対策課	平成19年 8月29日	
	土地資源対策課	平成19年10月18日	港湾空港課	平成19年 8月29日	
	環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成19年 8月28日	砂防課	平成19年 9月 6日
人権同和対策課	平成19年 8月21日	都市計画課	平成19年10月15日		
文化国際課	平成19年 8月 7日	下水道推進課	平成19年 9月 6日		
自然環境課	平成19年 8月 7日	建築住宅課	平成19年10月16日		
健康福祉部 (8)	環境政策課	平成19年 8月 7日	出 納 局	平成19年10月17日	
	廃棄物対策課	平成19年 8月 9日	企 業 局	平成19年 7月12日	
	健康福祉総務課	平成19年 8月28日	議 会 事 務 局	平成19年 8月30日	
	地域福祉課	平成19年 8月 7日	教育委員会 (10)	総務課	平成19年 8月30日
	医療対策課	平成19年 8月 8日		教育施設課	平成19年 8月 7日
	健康推進課	平成19年 8月 9日		高校教育課	平成19年 8月 9日
	高齢者福祉課	平成19年 8月 8日		全国高校総合文化祭推進室	平成19年 8月21日
	青少年家庭課	平成19年 8月 8日		義務教育課	平成19年 8月 9日
障害者福祉課	平成19年 8月 9日	保健体育課		平成19年 8月 8日	
薬事衛生課	平成19年 8月 8日	生涯学習課		平成19年 8月 9日	
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成19年 8月30日		人権同和教育課	平成19年 8月21日
農業経営課	平成19年 8月21日	文化財課	平成19年 8月 7日		
農畜産振興課	平成19年 8月21日	福 利 課	平成19年 8月 8日		
農村整備課	平成19年 8月21日	公安委員会	警 察 本 部	平成19年10月18日	
農地整備課	平成19年 8月28日	人事委員会事務局	平成19年10月15日		
林業課	平成19年 8月22日	監査委員会事務局	平成19年 8月30日		
森林整備課	平成19年 8月22日	労働委員会事務局	平成19年 8月30日		
水産課	平成19年 8月28日				
漁港漁場整備課	平成19年 8月28日	合 計	7 6 機 関		

- (注) 1 監査実施機関は、平成19年度の所属名とした。
2 しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

平成 1 8 年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

（一般会計及び特別会計）

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (8)	隠岐支庁隠岐保健所	平成19年 7月18日	教育委員会 (29)	松江教育事務所	平成19年 6月 7日
	隠岐支庁水産局	平成19年 7月19日		出雲教育事務所	平成19年 6月 8日
	隠岐支庁県土整備局	平成19年 7月18日		松江教育センター	平成19年 6月 8日
	東部県民センター	平成19年 7月26日		浜田教育センター	平成19年 7月 5日
	同 雲南事務所	平成19年 7月24日		古代出雲歴史博物館	平成19年 7月26日
	同 出雲事務所	平成19年 7月25日		安来高等学校	平成19年 6月 5日
	西部県民センター	平成19年 7月 5日		情報科学高等学校	平成19年 6月 5日
	自治研修所	平成19年 6月 7日		松江南高等学校	平成19年 5月31日
健康福祉部 (7)	東部福祉事務所	平成19年 7月10日		松江東高等学校	平成19年 6月 7日
	松江保健所	平成19年 6月 5日		松江商業高等学校	平成19年 5月31日
	出雲保健所	平成19年 6月 8日		松江農林高等学校	平成19年 6月 7日
	益田保健所	平成19年 7月 4日		横田高等学校	平成19年 7月24日
	中央児童相談所	平成19年 5月31日		三刀屋高等学校	平成19年 7月25日
	浜田児童相談所	平成19年 7月 6日		出雲高等学校	平成19年 7月25日
	女性相談センター	平成19年 6月 5日		出雲農林高等学校	平成19年 7月25日
農林水産部 (9)	東部農林振興センター雲南事務所	平成19年 7月10日		大社高等学校	平成19年 7月25日
	西部農林振興センター県央事務所	平成19年 7月10日		邇摩高等学校	平成19年 7月 9日
	同 農業普及部大田支所	平成19年 7月24日		川本高等学校	平成19年 7月 9日
	同 益田事務所	平成19年 7月 4日		邑智高等学校	平成19年 7月10日
	同 益田家畜衛生部	平成19年 7月 4日		江津高等学校	平成19年 7月 6日
	農業技術センター	平成19年 7月25日		浜田商業高等学校	平成19年 7月 5日
	農業大学校	平成19年 7月24日		益田高等学校	平成19年 7月 4日
	畜産技術センター和牛改良G	平成19年 7月24日		益田工業高等学校	平成19年 7月 5日
	松江水産事務所	平成19年 6月 7日		隠岐島前高等学校	平成19年 7月19日
	商工労働部 (5)	広島事務所		平成19年 7月 9日	盲 学 校
産業技術センター		平成19年 5月31日		浜田ろう学校	平成19年 7月 6日
松江高等技術校		平成19年 5月31日		松江養護学校	平成19年 5月31日
出雲高等技術校		平成19年 6月 8日		石見養護学校	平成19年 7月 9日
浜田高等技術校		平成19年 7月 5日		隠岐養護学校	平成19年 7月18日
土木部 (7)	松江県土整備事務所	平成19年 7月26日	公安委員会 (6)	安来警察署	平成19年 6月 5日
	雲南県土整備事務所	平成19年 7月10日		出雲警察署	平成19年 7月26日
	県央県土整備事務所	平成19年 7月10日		大田警察署	平成19年 7月 6日
	浜田県土整備事務所	平成19年 7月 5日		江津警察署	平成19年 7月 6日
	浜田河川総合開発事務所	平成19年 7月 5日		浜田警察署	平成19年 7月 6日
	出雲空港管理事務所	平成19年 6月 8日		隠岐の島警察署	平成19年 7月18日
	宍道湖流域下水道管理事務所	平成19年 6月 7日	合 計	71機関	

（注）平成19年度の所属部局等及び機関名より記載した。

企業会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成18年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中央病院	平成19年7月11日
湖陵病院	平成19年7月11日
企業局本局	平成19年7月12日
企業局東部事務所	平成19年7月12日
企業局西部事務所	平成19年7月13日

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあった。

公営企業の指摘事項は1件で、契約関係のものであった。その内容は第2の2（23ページ）に記載のとおりである。

また、指示事項は14件で、収入関係、支出関係、契約関係などであった。指示事項のうち主なものについては第2の3（23ページ）に記載のとおりである。

なお、昨年度に比べると指摘事項は4件の減であり、指示事項は6件の減であった。

（単位：件）

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	合 計
指 摘	0	0	1	0	1
	(1)	(0)	(0)	(4)	(5)
指 示	8	3	2	1	14
	(6)	(5)	(4)	(5)	(20)
合 計	8	3	3	1	15
	(7)	(5)	(4)	(9)	(25)

注）（ ）内は、昨年度の件数である。

指摘事項については、該当する機関に対し文書により通知するとともに、県報登載により公表する。

また、指示事項については、該当する機関に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭により注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

2 指摘事項

(1) 中央病院

指摘事項はなかった。

(2) 湖陵病院

指摘事項はなかった。

(3) 企業局本局

指摘事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

契約事務が適当でないもの

第1調整池進入路復旧工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入事務

調定事務

使用料の収入について、調定する時期が遅延しているものがあった。

収納事務

医業未収金（個人負担分）及び使用料について、納入期限までに収入されていないものが多数あった。

(2) 支出事務

支出手続

臨時職員等の採用に係る執行伺いについて、経験年数により賃金等が決定さ

れているにもかかわらず、それを明示した資料が添付されていないものがあった。

支出事務が適当でないもの

旅費の支払いについて、旅行目的地において交通費を要する移動がない場合に日当が支給されているものがあった。

(3) 契約事務

契約方法

合見積書を徴しない理由が不明確なものがあった。

契約書

業務委託契約書で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、検査、移転業務完了報告書、再委託の禁止条項等）が記載されていないものがあった。

(4) 財産管理事務

公有財産の管理

公有財産について、未登記の土地があった。